平成２５年（フ）第１８１９号
福岡市西区福重３丁目17番14―106号
債務者　平田　友恵
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２２号
福岡県筑紫野市光が丘４丁目２番地１　812号
債務者　佐々木浩喜
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２４号
福岡市東区和白１丁目６番30号
債務者　平山ツル子（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２７号
福岡市東区八田４丁目４番7913号
債務者　本城　昭子（旧姓待鳥）
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３４号
福岡県春日市下白水北３丁目36番地ファミールｙｏｕ207号
債務者　梶山　健市
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３５号
福岡県春日市下白水北３丁目36番地ファミールｙｏｕ207号
債務者　梶山みゆき
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４３号
福岡市南区筑紫丘１丁目17番27―302号
債務者　吉仲　　理
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４８号
福岡市城南区七隈８丁目２番１―106号
債務者　吉村　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８４９号
福岡市東区箱崎１丁目32番８―703号
債務者　藤本　克也
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８５６号
福岡市城南区神松寺３丁目22番18―103号
債務者　山本　洋美
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６０号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石129番地84
債務者　寺尾あゆみ
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８７０号
福岡市南区花畑３丁目35番15号
債務者　和田　芳典
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８７４号
福岡市博多区千代２丁目21番１―1208号
債務者　鈴木　俊一
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８７号
福岡県大野城市東大利１丁目10番10―401号フレックス20
債務者　川口ゆかり
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９２号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目８番３号　ウェルノーブル105号
債務者　村山　節子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９２０号
福岡市東区舞松原１丁目５番２号
債務者　川野　和代
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５２号
鹿児島県鹿児島市坂元町28番14号
債務者　大野　鈴子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
佐賀県鳥栖市真木町2001番地５　ピュアリティ108Ｂ
債務者　池内　伸二
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係